

富山県第 3 期障害福祉計画（案）の概要

I 基本理念等

1 目的及び趣旨

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするもの。

2 計画の位置づけ

- 障害者自立支援法（第 89 条）に基づく「富山県障害福祉計画」（計画期間：平成 24 年度～26 年度）
[第 1 期(H18～H20)：平成 19 年 3 月策定 第 2 期(H21～H23)：平成 21 年 3 月策定]
- 障害者基本法（第 9 条）に基づく「富山県障害者計画」（障害者のための施策に関する基本的な計画）のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
[現計画(H16～H25)：平成 16 年 6 月策定 平成 21 年 3 月改定]
- 新しい「富山県総合計画」、新しい「富山県民福祉基本計画」の個別計画

3 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする。

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

II 平成 26 年度の数値目標の設定 → (別紙)**III 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策**

- 1 サービスの種類ごとの必要な量の見込み → (別紙)
- 2 見込量確保のための方策（地域移行の推進、就労支援の強化、市町村に対する支援体制の強化）

IV 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数 → (別紙)**V 障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置**

- 1 サービス提供にかかる人材の研修
- 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- 3 障害者に対する虐待の防止（県障害者権利擁護センターの設置等）

VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 障害者就業・生活支援センター（就労支援、生活支援）
 - (2) 発達障害者支援センター（発達障害者や家族に対する相談、普及啓発等）
 - (3) 高次脳機能障害支援センター（高次脳機能障害者や家族に対する相談、普及啓発等）
 - (4) 障害児等療育支援事業（家庭訪問や外来による養育相談等）
- 2 広域的な支援事業
 - 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築
- 3 各種人材の養成
 - 手話通訳者養成研修、同行援護従業者養成研修 等

VII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

県障害者施策推進協議会に報告、点検、評価を受ける。

VIII 障害児支援のための計画的な基盤整備

富山県高志リハビリテーション病院、県立高志学園、富山県高志通園センターを新病院と附属子どもセンター（仮称）として再編整備 等

IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等